

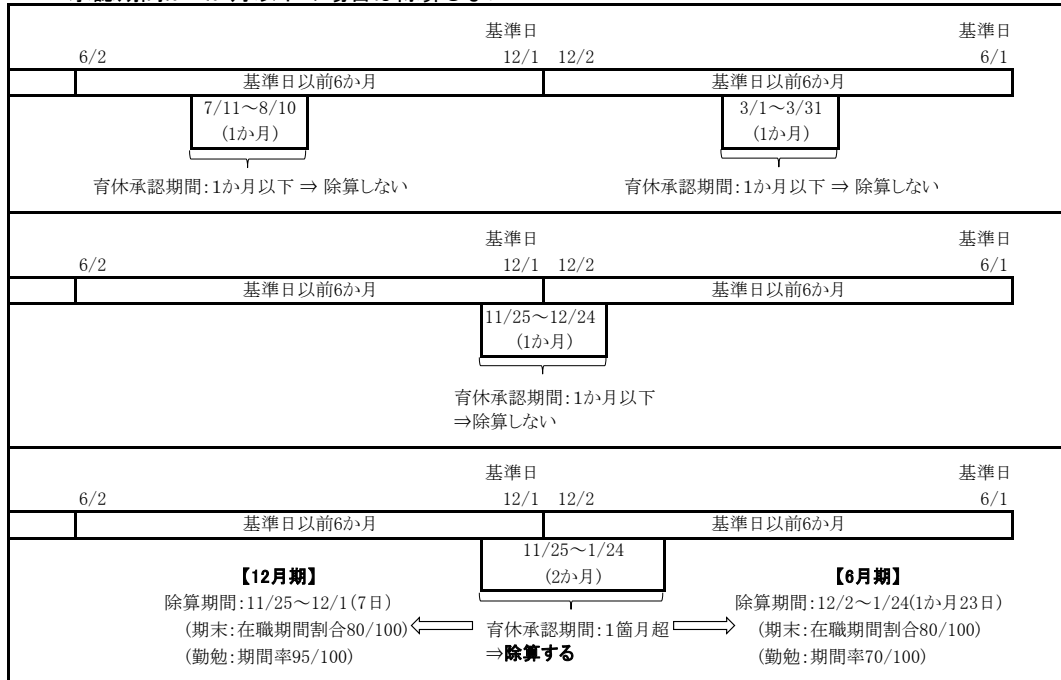
短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の取扱い

1 基本的な考え方

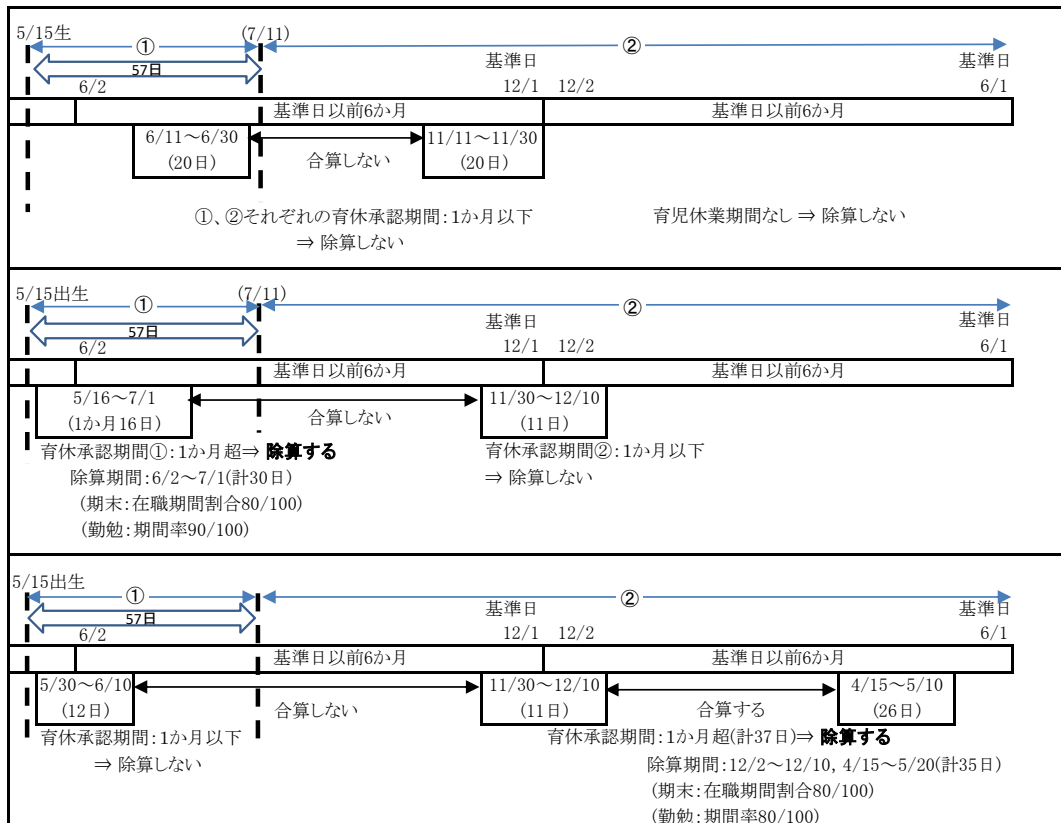
基準日前6か月以内の期間において育児休業をしている職員について、当該育児休業の承認に係る期間（以下「育休承認期間」という。）の全部が子の出生の日から57日以内に収まっている育児休業であって、当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業(①)と、当該育休承認期間の全部又は一部が子の出生の日から57日を超える期間にかかっている育児休業であって、当該期間（2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業(②)をしている職員については、基準日前6か月以内における当該育児休業期間を除算しない。

2 具体例

- 基準日前6か月以内の期間に1回取得(①、②いずれも適用可)
⇒ 承認期間が1か月以下の場合を除算しない



- 基準日前6か月以内の期間に2回取得
⇒ ①と②を合算せず、それぞれで1か月以下の場合を除算しない(①、②の育児休業を複数取得している場合は、それぞれで合算する)



※小枠内の○●/○●～○●/○●の表記は育児休業承認期間を表す。